

函館市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市における戸籍情報システムに係るデータの保護について、その適正な管理運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍情報システムとは、函館市役所本庁舎8F電算室に設置した戸籍専用コンピュータ(以下「サーバ」という。)により現在戸籍、除かれた戸籍、改製原戸籍、附票および人口動態調査票等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。
- (2) データとは、戸籍情報システムに係る入出力帳票または磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録されているものをいう。
- (3) 磁気ディスク等とは、磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録媒体をいう。
- (4) ドキュメントとは、システム設計書、プログラム説明書、操作説明書その他戸籍情報システムに関する仕様書をいう。

(処理の基本方針)

第3条 戸籍情報システムによる事務処理に当たっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報保護するように配慮しなければならない。

(戸籍データ保護管理者)

第4条 戸籍情報システムの適正な運用およびデータ保護について統括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、市民部長をもって充てる。

(戸籍データ保護責任者)

第5条 データ保護の事務の一部を取り扱わせるため、データ保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、市民部戸籍住民課長をもって充てる。

(保護責任者の責務)

第6条 保護責任者は、データの管理の状況およびこれらに関連する設備の状態について常に把握し、データが適確に管理されるよう努めなければならない。

- 2 保護責任者は、サーバならびに戸籍情報システム用端末機(以下「端末機」という。)の管理について統括するとともに、その保管および使用等について適正に行われるよう努めなければならない。
- 3 保護責任者は、データの漏洩、滅失および棄損等の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 4 保護責任者は、戸籍情報システムについて、火災、盗難その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。
- 5 保護責任者は、戸籍情報システムまたはデータに重大な事故が発生したときは、速やかに事故の経緯および被害状況等を調査し、保護管理者に報告するとともに、データ復旧等の必要な措置を講じなければならない。

(サーバの管理)

第7条 電算室に設置するサーバは、床面に固定された鍵のかかる専用ラックに収納するものとする。

- 2 ラックの鍵は、保護責任者のほか、保護責任者の許可を受けた職員が保管する。
- 3 サーバは、インターネット等外部のネットワークとは接続させないとともに、端末機

との通信は専用回線を用いなければならない。

- 4 サーバの保守およびその他用務のため電算室に入退室する場合は、総務部情報システム課職員の立会いのもと行わなければならない。
- 5 総務部情報システム課長は、電算室内の保守等でサーバに影響を与えるときは、あらかじめ保護責任者に連絡しなければならない。

(データの管理)

第8条 データは、法令に定めがある場合を除き、外部に提供してはならない。

- 2 保護責任者は、その重要性を鑑み、磁気ディスク等によりデータのバックアップを作成するとともに、その保管場所を定めまたは他の施設へ保管する等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 磁気ディスク等の保管は、施錠ができ、持ち運びできない保管用具に保管する等これらの安全を確保するとともに、その使用に関して厳重な管理をしなければならない。入出力帳票による保管も、また同様とする。
- 4 保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ディスク等または入出力帳票は、速やかに消去、廃棄する等、復元できない方法により処分しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第9条 保護責任者は、ドキュメントを最新の状態に維持し、適正な場所に保管しなければならない。

- 2 ドキュメントを外部へ持ち出し、複写または廃棄しようとする者は、保護責任者の許可を受けなければならない。

(パスワードの管理)

第10条 保護責任者は、戸籍情報システムの取扱職員(以下「取扱職員」という。)および当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。

- 2 保護責任者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。
- 3 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。
- 4 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らしまたは使用させてはならない。

(端末機の操作)

第11条 端末機は、取扱職員でなければ使用することができない。

- 2 端末機の操作は、戸籍業務・戸籍附票業務および戸籍関連業務に必要な場合以外に行ってはならない。また、見出データおよび戸籍に関するデータを、戸籍業務・戸籍附票業務および戸籍関連業務に必要な場合以外に検索してはならない。

(戸籍データの重要性等についての研修の実施)

第12条 保護責任者は、戸籍データの重要性および機密保持ならびにプライバシー保護に関する意識の高揚とシステム安全対策の推進を図るため、取扱職員に対する年一回以上の教育、訓練計画を策定し、これを実施しなければならない。新任の取扱職員については、配置後できるだけ早い時期に実施しなければならない。

附 則

この要領は、「戸籍法および住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成6年法律第67号)に基づいた戸籍事務のコンピュータ化について法務大臣の指定を受けた日より施行するものとする。

施行日 平成19年3月3日